

がん登録制度の概要

- －1.大阪府におけるがん登録事業の経緯
- －2.医療機関の役割
- －3.その他



1

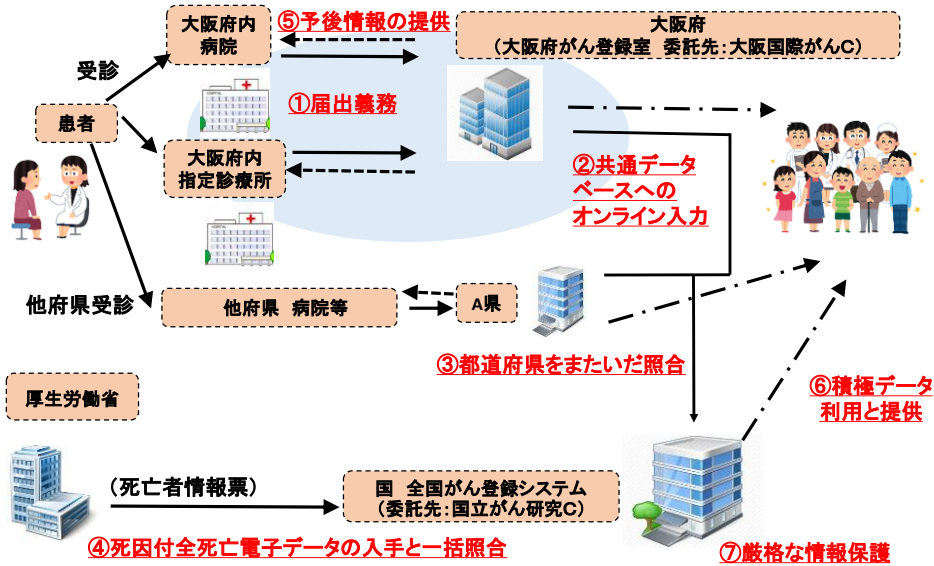
1.大阪府におけるがん登録事業の経緯

- 大阪府では、大阪府医師会や現大阪国際がんセンターと連携し、昭和37年からがん対策の推進に資するとともに、府内における医療水準の向上を図ることを目的として、大阪府がん登録事業を実施。
- 平成25年12月に「がん登録等の推進に関する法律(以下、法)」が成立、平成28年1月1日に施行され、平成28年から、がん登録情報が「全国がん登録情報」として収集されることとなった。
- このため、昭和37年から平成27年までの情報は「大阪府地域がん登録情報」、平成28年以降の情報は「全国がん登録情報」となる。
- 収集された全国がん登録情報は、平成31年1月から利用・提供が開始された。



2

全国がん登録の特徴(平成28年1月1日～)



3

2. 医療機関の役割

全国がん登録への届出(法第6条)

病院又は法第6条第2項の規定により指定された診療所(①)の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき(転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。)は、厚生労働省令で定める期間内に(②)、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報(以下「届出対象情報」という。)を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- ① 病院は全て、診療所は手上げて都道府県知事に指定された診療所
- ② 当該がんの自施設診断日として定める日の翌年末まで※
- ※大阪府では、
毎年府が指定する推奨届出時期にご提出いただくようお願い。
(令和5年度届出時期)
- ・院内がん登録全国集計参加施設(任意施設等)
令和5年8月14日(月)～同年9月15日(金)
 - ・それ以外の施設
令和5年6月1日(木)～同年6月30日(金)

4

届出がなされなかった場合(法第7条関係)

- ・都道府県知事は、病院の管理者が法第6条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。
- ・都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

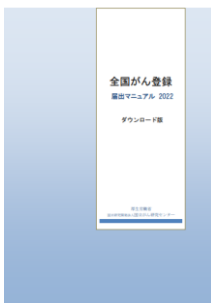
秘密保持義務等(法第28条、法第29条)

- ・病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。(法第28条7項)
※罰則:6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。(法第29条第7項)

5

病院等における情報等の保護

「全国がん登録届出マニュアル 2022」 54ページ抜粋



病院等において、注意すべき事項には、

1. 事業に関わる者が、がん登録推進法によって秘密保持義務を課され、罰則対象になることの周知、
2. オンライン届出を含む情報の移送方法、
3. がん登録推進法第20条で提供されるデータの取扱い、が挙げられます。

病院等では、日頃から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(厚生労働省)」に基づいて、個人情報は適切に取り扱われていますが、法第28条第7項では、病院等において届出に関する業務に従事するもの又は従事していた者の秘密保持義務を、第29条第7項では、より広い範囲での情報保護義務を規定しています。

6

3.その他

開示等の制限（法35条）

全国がん登録情報等、都道府県がん情報等及び都道府県がんデータベースに登録された第二十二條第一項各号に掲げる情報については、個人情報の保護に関する法律第五章第四節その他の個人情報の保護に関する法令(条例を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正(追加又は削除を含む。)、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができない。

- 患者や家族などから情報の開示等に関して質問があった場合、「全国がん登録届出マニュアル 2022」の7ページを参考に回答ください



国立研究開発法人国立がん研究センター がん情報サービス(HP)
全国がん登録届出マニュアル 2022

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/hospital/rep-manu.html

掲載質問事例

「私は登録されたくないのですが。」
「全国がん登録に登録されている私の情報を知りたいです。」
「私は全国がん登録にこの病院から登録されていますか。」

7

指定診療所の指定内容の変更及び辞退

- 指定診療所が、指定に係る申請内容(診療所名称、所在地、開設者氏名等)に変更又は指定を辞退しようとする場合は

「全国がん登録における指定(変更・辞退)届出書」に必要事項を記入のうえ、
大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課へ提出(持参又は配達記録付郵便)
様式及び提出先を掲載(大阪府HP)

<https://www.pref.Osaka.lg.jp/kenkozukuri/touroku/index.html>

※ 2年連続で届出・報告がない指定診療所は、指定取消し

注意！！

辞退・取消までは指定の効果は継続するため、辞退・取消されるまでの対象情報は、届出義務がある

⇒ 辞退日までの診断症例は、翌年に届出作業が必要

例: 令和5年6月15日付で辞退した場合

令和5年1月1日から令和5年6月15日までが届出対象。

⇒ 届出作業は、翌年の令和6年を予定

8

診療所の指定の申請

- 指定を受けようとする診療所の開設者は、
- 届出を開始しようとする年の前年の11月30日までに、
- 「全国がん登録における指定申請書」に必要事項を記入のうえ、
- 大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課へ提出(持参又は簡易書留郵便)

(申請書 表面)

(申請書 裏面)

指定は1月1日付け
(年途中の指定は行わない)

申請に際しては、
●全国がん登録オンラインシステムの導入
●2年連続で届出・報告がない場合は、指定取消しとなること
について同意が必要

年間のがん患者診断数	約 件
年間のがん患者治療数	約 件
全国がん登録オンラインシステム (届出票を移送するシステム)の導入について 参考資料【別添】	<input type="checkbox"/>
届出義務が発生してから2年間連続で、届出実績 または届出がないことの報告がない場合は、全国 がん登録に係る診療所の指定を辞退したものとみなし 指定を取り消します。	<input type="checkbox"/>

※同意事項(以下の事項について同意した場合はチェックをつけてください。)

9

3. 普及啓発ツールの紹介

- 国立がん研究センターがん情報サービスでは「全国がん登録」をより広く一般の方には知っていただくための「PR素材」を集めて掲載している(チラシ、ポスター等)。

国立がん研究センターがん情報サービス(HP)

全国がん登録 普及啓発ツール

https://ganjoho.jp/public/ga_links/report/ncr/index.html

- 「PR素材」の活用にあたっては以下のページを参照いただき、がん情報サービス著作物の利用条件を満たしているかどうか、各自で判断する。

国立がん研究センターがん情報サービス(HP)

著作物等について

<https://ganjoho.jp/aboutus/attention/copyright.html>



10

がん登録情報の利用・提供制度について

- 1.がん登録情報の利用・提供制度の概要
- 2.利用・提供の手続き
- 3.がん登録情報提供一覧



1

1.がん登録情報の利用・提供制度の概要

《1. 法に基づくがん登録情報の利用・提供(平成28年以降の情報)》

- 全国がん登録情報は、国や都道府県、市町村において、がん対策の企画立案や、調査研究を行うために利用することが可能であるとともに、各病院等のがん患者に関する登録情報の提供、一般のがんに関する研究者への提供も可能としている。
- 情報の提供を行うのは、次のとおり。
 - ・2以上の都道府県の情報 ⇒ 国から提供
 - ・単独の都道府県の情報 ⇒ 当該都道府県から提供
- 情報の提供を行う国又は都道府県は、匿名化された情報であっても、提供を行う前に審議会等の意見を聴かなければならない。
(※病院が当該病院の患者に係る情報の提供を請求する場合を除く)

《2. 府制度に基づくがん登録情報の利用・提供(昭和37年から平成27年の情報)》

- 大阪府においては、大阪府地域がん登録情報の利用・提供についても、大阪府全国がん登録情報の利用・提供の手続きと同様とする。

2

全国がん登録の情報の提供について

- 利用可能な全国がん登録情報は、全国47都道府県の病院等(大阪府がん情報は大阪府内の病院等)から届け出られた情報を元に審査整理されたがんの罹患情報で、基本属性(例:年齢、性別、診断年、診断時住所の市町村)及びがんに関する情報(例:発生部位、がんの種類、診断時のがんの進行度)が含まれる。



参考: 国立がん研究センター がん情報サービス(HP)
全国がん登録情報等の提供 データ定義

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/datause/pdf/ncr_teikyojoho_teigi_shindannen2016-2019.pdf

3

がん登録情報の利用・提供の区分

利用の主体、目的、情報の種類によって、手続きが異なる。

区分	利用・提供可能な者	利用・提供が可能な目的	利用・提供が可能な情報
国 (法第17条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の行政機関 ○ 国の独立行政法人 ○ 国からの調査研究受託者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国がん登録情報又は特定匿名化情報
都道府県 (法第18条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県 ○ 都道府県の地方独立行政法人 ○ 都道府県からの調査研究受託者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報
市町村 (法第19条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村 ○ 市町村の地方独立行政法人 ○ 市町村からの調査研究受託者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県がん情報のうち当該市町村の名前が記録されている情報またはこれに係る特定匿名化情報
病院等 (法第20条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院等の管理者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該病院等から届け出がされたがんに係る都道府県がん情報
調査研究者等 (法第21条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ がんに係る調査研究者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ がんに係る調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ○ がんに係る調査研究に必要な限度
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県又は市町村 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該都道府県・市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該都道府県又は市町村の住民であった者に係るもの

法:がん登録等の推進に関する法律

は、都道府県からの提供(当該都道府県の場合)

4

病院等への提供（法第20条関係）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、**当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報**（厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。）の提供の請求を受けたときは、**全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない**。この場合においては、第17条第1項ただし書（※）の規定を準用する。



届出をした医療機関には生存確認情報及び附属情報を提供

※第17条第1項ただし書

当該利用又は提供によって、その情報により識別をすることができるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

5

その他の提供（法第21条関係）

都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、**都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供**（当該提供の求めを受けた情報が都道府県がん情報に係る特定匿名化情報である場合にあっては、その提供）を行うことができる。この場合においては、第17条第1項ただし書の規定を準用する。

- 1 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
- 2 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける都道府県がん情報の匿名化が行われた情報を取り扱うに当たって、当該匿名化が行われた情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

6

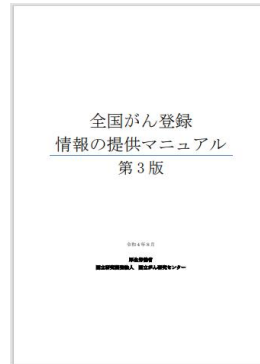
2.利用・提供の手続き

<利用・提供までの事務処理>

利用の手続きを含め、全国がん登録情報の提供に関することは、がん登録推進法及び「全国がん登録 情報の提供マニュアル」にて定められている。

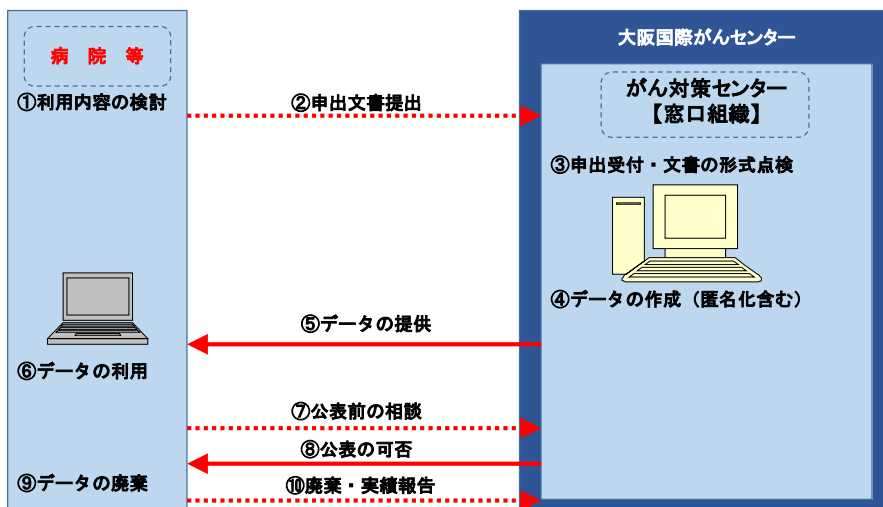
<事務処理の流れの概要>

- a. 事前相談対応
- b. 提供依頼申出者からの申出文書の受付
- c. 審議会等による審査
- d. 審査結果の通知
- e. 利用者による手数料の納付
- f. 情報及び定義情報等の提供
- g. 調査研究成果の公表前確認
- h. 情報の利用期間終了後の処置の確認
- i. 利用実績報告の受付



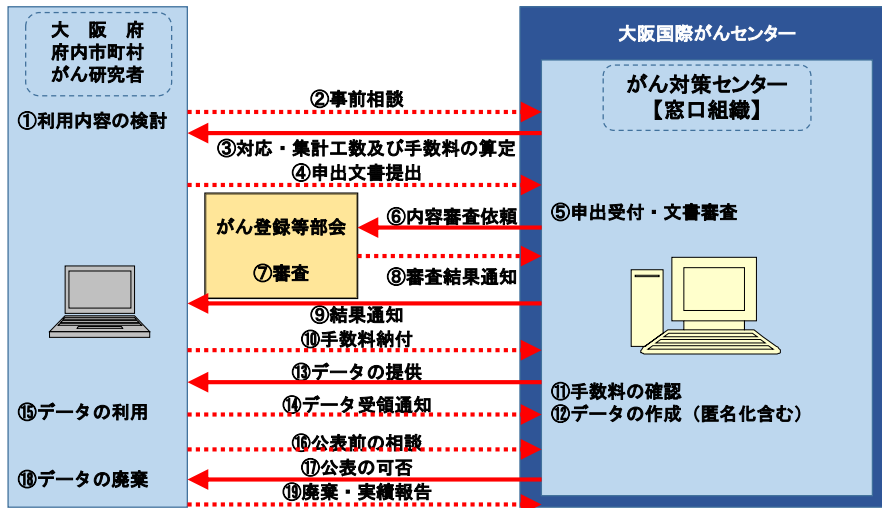
7

大阪府における利用・提供までの手順【20条関係】



8

大阪府における利用・提供までの手順【18・19・21条関係】



※大阪府、市町村が利用する場合、手数料に関する手続き(③⑩⑪)は不要。

9

利用・提供の手続き – 手数料の徴収 –

- 国は、がんに係る調査研究者に対して全国がん登録情報の提供を行う場合に、手数料を徴収することとしている。(法第41条第1項)
 - (調査研究者以外への提供の場合は無料)
 - ・ 提供に要する時間1時間までごとに5,800円(最小4時間)
 - ・ 光ディスク100円～120円
 - ・ 郵送料(実費)
- 都道府県が提供する場合の手数料の徴収については、各都道府県に委ねられている。(法第41条第3項)
 - ⇒ 大阪府では、国と同額の手数料を徴収する
 - (平成30年9月定例会に大阪府がん対策推進条例改正案を提出・可決)
- 大阪府地域がん登録情報の提供についても、同額の手数料を徴収。(平成31年1月1日以降の提供から)



10

利用申請をされる前に

○申請前相談が必要です

利用申請を希望される方は、まずは各相談窓口までご相談ください。



「©2014 大阪府もずやん」

○安全管理措置の確認

がん登録情報は、適切な管理のために必要な措置を講じていることを要件に提供されます。適切な管理について、各HPに掲載されている内容をご確認ください。

➤大阪府がん登録情報提供の窓口

大阪府立病院機構大阪国際がんセンターがん対策センター 政策情報部

電話 06-6945-1181(内線 5505)

Email shiryo@oici.jp

大阪府がん登録情報利用申請の手引き(HP)

https://oici.jp/ocr/data/datause_guide.html

➤全国がん登録情報提供の窓口

国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録
(HP掲載問い合わせフォームより)

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/datause/general.html

11

3. がん登録情報提供一覧

2022年度に、がん登録等の推進に関する法律及び大阪府がん対策推進条例に基づき、がん登録情報提供件数は27件あった。

申出の種類	件数	匿名化情報	
		匿名化情報	非匿名化情報
① 研究者等からの申出【新規】	3件	3件	0件
② 行政からの申出【新規】	2件	2件	0件
③ 旧制度承認分の期間延長申出	0件	0件	0件
④ 病院等からの申出	22件	0件	22件
計	27件	5件	22件

12